

老老発 0816 第 1 号
令和 3 年 8 月 16 日

各

都 道 府 県
指 定 都 市

 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について

要介護認定等に係る申請等については、

- ・ 「要介護認定等の実施について」（平成 21 年 3 月 31 日老発第 0331 第 5 号厚生労働省老健局長通知。最終改正令和 3 年 4 月 1 日。）により、認定調査票（概況調査）及び主治医意見書の様式の見直しについてお示しし、
- ・ 介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に当たって、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）」（令和 3 年 4 月 1 日老発 0401 第 5 号厚生労働省老健局長通知）により、その趣旨及び内容をお示ししたところである。

今般、見直し後の認定調査票（概況調査）及び主治医意見書の様式の記入方法等及び介護保険法施行令等の一部改正を踏まえた特定疾病に係る診断基準について明確化するため、別添の通り見直しを行うこととしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図られたい。